

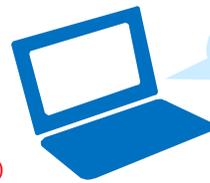
## 持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも  
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、  
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

個人事業者等の基本  
事項と、ご連絡先

入力すると、  
申請金額を  
自動計算！

【通帳の写し】を  
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年分の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳等の写し
- 身分証明書の写し

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

# 概略②（申請のうち本登録の流れ）

## 宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
  - (1) 2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
  - (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- ☑ **必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと**
- ☑ **不給付要件(給付対象外となる者)**に該当しないこと
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - (2) 宗教上の組織若しくは団体
  - (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとして中小企業庁長官が判断する者
- ☑ **事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること**
- ☑ **不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること**
- ☑ **暴力団排除に関する誓約事項に同意すること**
- ☑ **持続化給付金給付規程(個人事業者等向け)に従うこと**

## 基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP. 25へ

## 申請フォームの入力

### 売上情報

- 2019年の年間事業収入
- 対象月の月間事業収入  
(2020年の売上減少月の金額)
- 2019年の対象月と同月の月間事業売上  
→【申請金額】(=給付見込額)は自動計算されます

#### 添付資料

- ① ▼青色申告の場合 **計3枚**(a)1枚のみも可
  - (a) 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)、及び
  - (b) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)  
※(a)のみを提出する場合は、P10を要確認

- ▼白色申告の場合 **計1枚**  
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)

※確定申告書第一表の控には收受日付印が押されていること。  
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確に記載されている)  
※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

### 口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別(普通・当座)
- 口座番号 ● 口座名義人

#### 添付資料

- ① 申請者本人名義の口座通帳の写し  
※通帳のおモチ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ② 本人確認書類  
(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
  - (1) 運転免許証(両面)
  - (2) 個人番号カード(表面のみ)
  - (3) 写真付きの住民基本台帳カード
  - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書  
(在留資格が特別永住者のものに限る)※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る
  - (1)~(4)を保有していない場合には、(5)又は(6)いずれかの組み合わせで代替することができる
  - (5) 住民票の写し及びパスポートの両方
  - (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

# 申請の手続

## <通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

## <申請の特例>

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

# 1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

## ■給付対象者・不給付要件

### ●給付対象者

- (1) **2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。**

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）**があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※青色申告を行っている場合、年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。ただし、青色申告を行っている者で、**①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。**

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

**注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。**

### ●不給付要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

# 1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

## ■申請期間・方法

### (1) 申請期間

給付金の申請期間は**令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

### (2) 申請方法

**持続化給付金の申請用HP** (<https://jizokuka-kyufu.jp>) からの電子申請。（電子申請の詳細はP12~を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

#### ■入力必須事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 屋号・雅号               | ② 申請者住所            |
| ③ 業種                  | ④ 申請者氏名            |
| ⑤ 生年月日                | ⑥ 連絡先              |
| ⑦ 2019年の事業収入          | ⑧ 対象月及び前年同月の月間事業収入 |
| ⑨ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報 |                    |

#### ■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

##### ①青色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) P.21の本人確認書類
- (オ) その他事務局等が必要と認める書類

##### ②白色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) P.21の本人確認書類
- (オ) その他事務局が必要と認める書類

※ (ア) について、少なくとも、2019年分の**確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印**（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。**ご自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。**これらの提出が難しい場合には、P.18をご覧ください。

※ (イ) について、売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

# 1. 申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

## ■宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。（申請画面にて、宣誓・同意頂きます。）

### ●宣誓・同意事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 不給付要件に該当しないこと
- (3) 入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- (4) 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (5) 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- (7) 持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）に従うこと

# 1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

## ■給付額の算定方法

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

### ■給付額の算定式（青色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）（※10万円未満は切り捨て）

A：2019年の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

### ■給付額の算定式（白色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）（※10万円未満は切り捨て）

A：2019年の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（青色申告））

## ■ 給付額の算定事例

### 給付金額の算定例 1) 青色申告の場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

**給付額 100万円**

※ただし、青色申告を行っている者であって、

① 所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）

② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者

③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次頁の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（白色申告））

## ■ 給付額の算定事例

### 給付金額の算定例2) 白色申告の場合

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の月平均の事業収入：300万円/12=25万円

2020年4月の月間事業収入：10万円

2019年4月分の月間事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$180\text{万円} = 300\text{万円} - 10\text{万円} \times 12$$

$$180\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

**給付額 100万円**

# 申請の手続

## <通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

## <申請の特例>

※通常申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

## 2. 申請する（基本情報・口座情報の入力）

### ■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を記入してください
②	申請者住所	本人確認書類と同じ 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
③	書類送付先	②と同じ場合は記載不要 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
④	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）
⑤	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑥	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑦	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑧	申請者メールアドレス	申請者のメールアドレスを入力してください
⑨	2019年の事業収入	2019年の売上金額を入力してください
⑩	対象月	対象月を記入してください
⑪	対象月の月間事業収入	青色申告の場合：2019年の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください 白色申告の場合：2019年の平均の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください
⑫	対象月の2019年同月の事業収入	対象月の2019年同月の事業収入を記入してください

### ■口座情報の入力

①	金融機関名	銀行名を記入してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を記入してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当預預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義	申請者名と一致するもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。



# 2. 申請する（証拠書類等の添付①-1青色申告）

## ①-1確定申告書類 青色申告（最大計3枚）

- 確定申告書第一表の控え（1枚）
  - 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
- 2019年分を提出してください

※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

### ■確定申告書第一表（1枚）

窓口又は郵送にて確定申告した場合

### ■所得税青色申告決算書（2枚）

### 税務署でe-Taxにて確定申告した場合

※**e-Tax**を通じて申告を行っている場合、**P.17**を参照して下さい。

※**確定申告書第一表の控えに収受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18**を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

# 2. 申請する（証拠書類等の添付①-2白色申告）

## ①-2確定申告書類 白色申告（1枚）

- 確定申告書第一表の控え（1枚）  
→ 2019年分を提出してください。  
※收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

### ■確定申告書第一表（1枚）

- ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.17を参照して下さい。
- ※確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18を参照して下さい。
- ※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

# 2. 申請する（証拠書類等の添付①-3 e-Tax）

①-3確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（2枚）-

■受信通知（1枚）

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。  
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

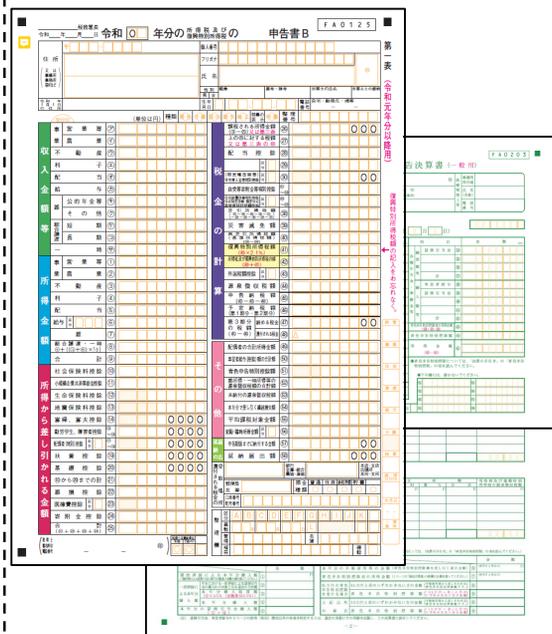
提出先	●●税務署	
利用者識別番号	1234567891234567	
氏名又は名称	持続化 太郎	
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
受付日時	20XX/XX/XX XX:XX:XX	
年分	令和 ●年分	
種目	所得税及び復興特別税	
所得金額		XXXXXX円
第3期分の税額	納める税金	XXXXXX円
	還付される税金	XXXXXX円
「所得金額」欄について		

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。  
 ※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



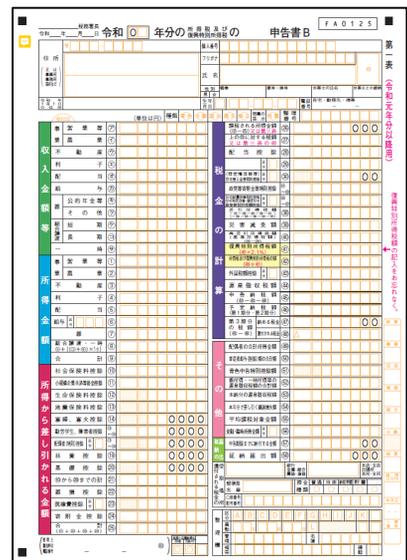
＜青色申告の場合＞

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）



＜白色申告の場合＞

- 確定申告書第一表（1枚）



又は

※e-Taxを通じて申請を行っており、受信通知がない場合、P.18を参照して下さい。  
 ※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

# 2. 申請する（証拠書類等の添付①の特例）

## ①-3確定申告書類 収受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合

### ■納税証明書（その2所得金額用）（1枚）

**収受日付印（受付日時印字）または受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。**

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。詳しくは[国税庁のHP](#)をご覧ください。

+

### <青色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）

**※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時印字）は不要です**

### <白色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）

又は

**※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時印字）は不要です**



## 2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

### ■③通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写し。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影して下さい。

上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

#### 通帳のオモテ面



#### 通帳を開いた1・2ページ目

総合口座					
おなまえ					
〇〇〇〇 サマ					
通帳限度額	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金
株式会社〇〇銀行 <b>印</b>					
【銀行コード：4321】					
口座店名 〇〇〇〇支店					
TEL 03-0000-0000					

#### 電子通帳 画面コピー

**！！ご注意ください！！**  
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付④本人確認書類）

### ■④本人確認書類

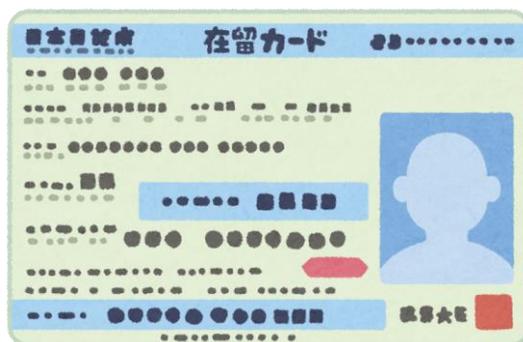
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

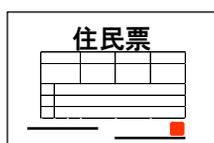
※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができます。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方 ※各種健康保険証は両面



+



+



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

### ■登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認（チェック）
- 下記の入力情報が正しいかの確認
  - ①基本情報
  - ②売上額（申請金額は自動計算）
  - ③口座情報

### ■証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
  - ①-1青色申告：確定申告書第一表の控え及び  
所得税青色申告決算書の控え
  - ①-2白色申告：確定申告書第一表の控え
  - ②2020年の対象月の売上台帳等
  - ③通帳の写し
  - ④本人確認書類

※上記①については、確定申告の実施状況に応じて、青色申告又は白色申告に係る書類を提出してください。

## 2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

### ■ 申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。  
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振込を行います。  
なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。  
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

### ■ 不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ① 給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ② 申請者の屋号・雅号等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

**「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい**

## B-2 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい事業者）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

※ただし、P.15又はP.17の所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

### ■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限100万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

- 証拠書類等
- ① 2019年分の確定申告書類の控え  
※基準期間が複数年にまたがる場合には当該年分全て
  - ② 対象期間の売上台帳等
  - ③ 通帳の写し
  - ④ 本人確認書類

### 【例】毎年3月頃に収入が大きい者の場合

基準期間（適用条件②）  
年収50%を越える連続した3ヶ月

50%以上減少（適用条件①）

対象期間  
同月の3か月間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
万円	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100
円																

（通常の算定式を用いると、 $500 - 100 \times 12 < 0$ となり給付額はゼロ。）  
特例を適用すると

500万円（基準期間事業収入） - 200万円（対象期間事業収入） = 300万円  
300万円 > 100万円（上限額）

**給付額100万円**

# 特別定額給付金のご案内

別添⑰

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？

申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、

できるだけ早く申請書を郵送します。

申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。

感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、  
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン  
申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、  
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶ 詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>



▶ お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

**0120-260020**（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

**03-5638-5855**（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

## サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは

**【絶対に】ありません。**

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶ お住まいの市区町村
- ▶ お近くの警察署
- ▶ 警察相談専用電話「#9110」
- ▶ 消費者ホットライン「188」
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」（5/1以降）
- （局番なしの3桁）

# よくあるご質問

## マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか？

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。  
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

## DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。 どうすればいいですか？

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、  
DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。  
詳しくは、その市区町村におたずねください。

## 外国人にも給付されますか？

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら  
外国人の方にも給付されます。  
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

## 申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

### 郵送方式

#### ①本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し

#### ②振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、  
インターネットバンキングの画面の写し  
(水道料引き落とし等を使用している受給権者名義の口座である場合には不要)

### オンライン 申請方式

#### ②振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている方は、  
電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

詳しくはこちら

特別定額給付金  
コールセンター

**0120-260020**

(5月2日以降)

**03-5638-5855** (5月1日まで)



首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

# 厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

## 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

### 「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

**猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。**

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

### 【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



# 固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※1) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が  
前年同期比概ね**20%以上減少**

(※2) **軽減・免除**の要件

→2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

- ・**50%以上減少** : **ゼロ**
- ・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 対象 時期 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
<b>土地</b> 【固定資産税・ 都市計画税】	<b>納税猶予</b> (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い  2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
<b>事業用家屋</b> 【固定資産税 ・都市計画税】	<b>納税猶予</b> (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 <b>ゼロ又は1/2</b> (※2)  2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
<b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b> ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで に取得したもの。 ・ <b>先端設備等導入計画</b> の提出が必要です。			
<b>償却資産</b> (機械・設備等) 【固定資産税】	<b>納税猶予</b> (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 <b>ゼロ又は1/2</b> (※2)  2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
<b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b> ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した <b>構築物も対象</b> ) ・ <b>先端設備等導入計画</b> の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 固定資産税等の軽減

## 1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の**来年（2021年）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP57をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

## 2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<b>国</b> （導入促進指針の策定）	協議 ↑ ↓ 同意	<b>市町村</b> （導入促進基本計画の策定）	申請 ↑ ↓ 認定	<b>中小企業</b> （先端設備等導入計画の策定）	<b>対象地域</b>	<b>全国1,646自治体</b> （うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
<b>対象設備</b>					機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <b>事業用家屋と構築物を対象追加</b> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。	
					<b>特例措置</b>	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

# テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制(案)

## (中小企業経営強化税制の拡充)

※本特例の実施については、関係省令が改正されることが前提となります。

### 中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができますようになります。
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための  
設備投資に係る新たな類型  
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆測定工具及び検査工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア</li> </ul>

#### 新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化  
のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

- 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

※詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する

## 消費税の課税選択の変更に係る特例

税務署に申請し、承認を受けることにより、  
課税期間開始後であっても、  
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます

- ▶ 消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能です。

### 要件

- ① 特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

（注2）国税通則法11条の規定による期限延長を受けている場合には、その延長された期限が承認申請期限となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、  
課税事業者を2年間継続する必要はありません

- ▶ 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

（注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

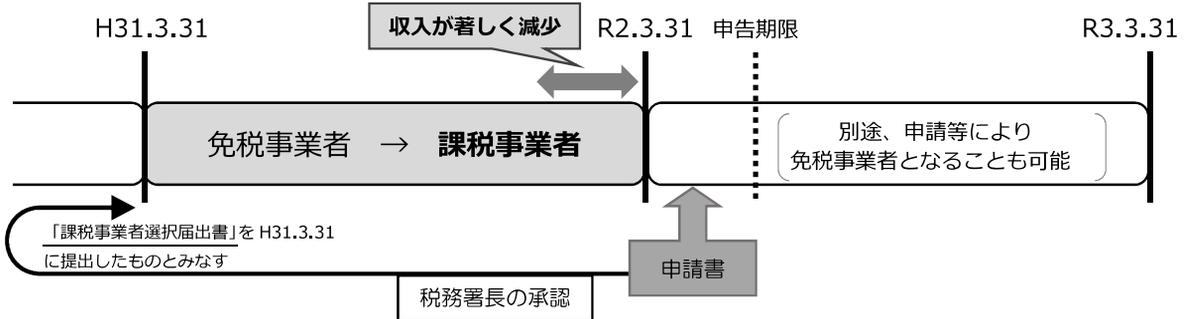
※ 本特例に関する申請書や手続関係は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



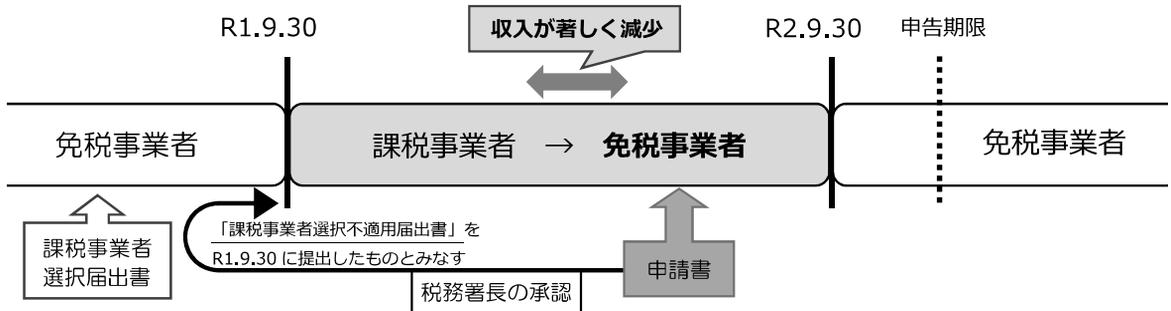
## 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



## 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

## 簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。